

福島県安全で安心な県づくり推進会議 議事録

日時：令和8年2月6日（金）

場所：北庁舎2階 プレスルーム

1 出席者

(1) 安全で安心な県づくり推進会議委員 計7名

奥原英彦委員（会長）、穴戸文男委員（副会長）、葛西優香委員、志賀智子委員、菅波香織委員、田崎由子委員、藁谷俊史委員

※下線の委員はリモート形式による参加

(2) 福島県 計16名

総務課、企画調整課、生活環境総務課、消費生活課、自然保護課、保健福祉総務課、商工総務課、農林企画課、土木企画課、教育総務課、警務部警務課、消防保安課、災害対策課、原子力防災課、原子力安全対策課

(3) 事務局 計5名

危機管理部長、危機管理部政策監、危機管理部次長（原子力安全担当）、危機管理課長、危機管理部主幹兼危機管理課副課長

2 開催概要

(1) 開会

【司会（危機管理部主幹兼危機管理課副課長）】

定刻となりましたので、ただいまから、福島県安全で安心な県づくり推進会議を開催いたします。司会を務めます、危機管理課の小林と申します。

よろしくお願いいたします。

初めに、危機管理部長より御挨拶を申し上げます。

(2) あいさつ

【危機管理部長】

皆さんこんにちは。

委員の皆様には、御多忙のところ、お集まりを頂きましてありがとうございます。新しい年を迎えて初めての推進会議であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今年、2026年は、福島県が誕生してから150周年の年であるとともに、東日本大震災と原発事故から丸15年ということで、大きな節目の年でございます。

これまでの福島県の発展に御尽力をされてきた先人の方々の御労苦に、思いを馳せるとともに、福島県の真の復興を目指して、引き続き歩みを進めて参ります。

さて、県民の皆さんの安全安心の観点から、今の県内の状況を見ますと、今年に入りまして日本海側で非常に大雪になっておりますが、昨年2月にも会津地方で大雪被害がございました。また、昨年7月カムチャツカ半島沖地震、それから12月の青森県東方沖地震、これによって本県にも津波注意報、津波警報が発せられるような状況でございました。

また、自然災害のほかにも、全国的に見ましても、大規模な林野火災が発生、ツキノワグマの出没、さらにはなりすましをはじめとする詐欺被害が発生しており、県民生活を脅かしかねないリスクが発生しているものと思っております。

こうした中、県民の安全で安心な生活を守るため、福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画、こちらに決めました一つ一つの取組を、本推進会議の進行管理のもとで着実に前に進めていく必要があるものと考えております。

前回の推進会議では、指標の見直しに関する御指摘のほか、各委員の取組事例を御紹介頂きながら、自助、共助、公助が連携した取組の必要性など、貴重な御意見を賜ったところがあります。

本日は令和8年度に向けての県の安全安心県づくりに資する取組のほか、指標の現状や見直しについても御説明をさせていただきますので、委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

【司会】

本日の参加委員について御報告いたします。會田委員、岩崎委員、斉藤委員、平出委員、松本委員が都合により欠席されています。本日は7名の委員の方に御出席いただき、菅波委員はオンライン参加となります。ご紹介は配布しております委員名簿にて代えさせていただきます。

それでは議事に入ります。議事進行は、奥原会長にお願いいたします。

(3) 議事

【奥原会長】

議事次第に沿って進めます。今回は来年度の県の取組の説明を中心に、それに対して、各委員の皆様から御質問とか御指摘をいただければと思います。

資料1から4について事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【危機管理課長】

危機管理課長の佐藤です。本日は、よろしくお願い申し上げます。着座にて説明させていただきます。本日は、今年度2回目の会議となりますが、昨年8月の第1回会議におきまして、施策に関する令和6年度実績の評価及び令和7年度の対応方針などについて審議いただきました。

本日は、令和8年度施策の主な取組について、施策分野毎に御説明させていただきたいと

考えております。

【資料1】をご覧ください。はじめに資料の構成について、説明させていただきます。「1 防災の推進」をご覧ください。まず、左上に課題を、左下に対処方針を記載してございます。推進会議でいただいたご意見等を踏まえて認識している課題と、それに対する県としての対処方針を記載しております。右側は、施策への主な反映状況として、令和8年度に実施予定の事業を掲載し、どのような狙いをもって取り組んでいくかを記載してございます。また、事業名の右には、資料2、3の関連箇所について併せて記載しております。

それでは資料の説明をさせていただきます。はじめに、「1 防災の推進」については、課題として「(1) 市町村等の役割・取組の明確化と自助、共助、公助の連携した取組強化」、「(2) 県民の防災意識の向上、地域防災力の強化」「(3) 被災者一人一人の状況に応じた速やかな生活再建の実現」としており、県の対処方針として(1)に対しては、市町村や防災関係機関の役割や取組を明確化した防災タイムラインを災害種別ごとに策定・共有し、それを県全体に広げていくことで、自助、共助、公助の連携した取組の強化を図ることとしております。(2)に対しては、防災士を活用した自主防災組織等の活動支援を進めるとともに、住民等を対象とした研修会を開催し、県民の防災意識の向上を図ることで地域防災力の強化に取り組むものです。(3)に対しては、県及び市町村職員を対象に応援受援体制の研修会を開催するとともに、災害ケースマネジメントの実施を通じて誰一人取り残すことのない速やかな生活再建の実現に取り組むこととしております。

具体的な事業として3つ記載しております。そのうち、「防災行動計画促進事業」につきましては、災害種別ごとに市町村や防災関係機関の防災行動を時系列で整理した防災タイムラインを策定することとしており、狙いとしましては、タイムラインを通じて公助の連携を促し、行政の災害対応力を強化するとともに、コミュニティや個人・家庭ごとのタイムライン作成を促すことで、地域の防災力の強化に取り組むこととしております。

次に、「2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進」については、課題として「(1) 廃炉に向けた取組の安全監視」「(2) 原子力防災体制の充実・強化」がございまして、県の対処方針として(1)では、廃炉安全監視協議会等を通じて、監視するとともに、分かりやすい情報発信に取り組むこととしております。(2)では、福島第一、第二原子力発電所において緊急事態が発生した場合に迅速かつ確に対応できるよう、引き続き、原子力防災体制の充実強化を図るとしております。

右側の施策への主な反映状況としては、継続事業を2つ記載してございます。この事業を通じて、原子力発電所の監視や緊急事態に備えた防災体制の整備等により、県民の安全・安心の確保を図ってまいります。

次に、「3 防犯の推進」については、課題として「(1) 犯罪発生抑制」があり、県の対処方針として防犯教室や啓発活動を実施し、防犯意識の向上や防犯活動の支援を行うとともに、県民に対する迅速な防犯情報等の発信に積極的に取り組んでいくことを記載してございます。

施策への主な反映状況として、新規事業として「県民を詐欺等から守る総合対策事業」を記載しております。なりすまし詐欺の認知件数は、令和7年中204件であり前年から1.7倍に増加、被害額は約1.35億円で前年から約3.3倍に増加している状況。このような現状を踏まえ、なりすまし詐欺やSNS型投資等の詐欺被害から県民の財産を守るため、県警スマートフォンアプリの活用や、各種広報による被害防止対策事業を実施するとともに、SNS等における「闇バイト」により県民から犯罪者を生まないため、若年層向けの広報啓発等を実施するものでございます。ねらいとしては、これらの取組により県民の防犯意識及び安易に犯罪に加担しない意識の醸成を図り、被害防止に繋げるものです。また、地域との連携という観点からは、各種詐欺被害を未然に防止するため、金融機関やコンビニエンスストア等に対する情報提供や顧客等への声掛けを依頼するなど、水際対策の強化に取り組んでいくものでございます。

次に、「4 虐待等対策の推進」については、課題として「虐待や暴力に対する防止体制、被害者への支援体制の強化」を挙げ、対応方針としては、児童や高齢者等に対する虐待又は配偶者に対する暴力による人権侵害へ対応するため、防止・支援の体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した支援体制を構築し、安心して暮らすことの出来る地域社会の実現に取り組むこととしております。

施策への主な反映状況として、「虐待から子どもを守る総合対策推進事業」を記載しております。児童相談所職員の専門性向上、市町村における相談体制強化への支援などを行うこととしております。狙いとしては、中核的専門機関である児童相談所と関係機関の連携を図り、早期発見から虐待を受けた児童の自立に至るまでの総合的な支援を行い、また、地域の事情を最も把握している市町村と関係機関との連携を支援し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に繋げるものです。

次に、「5 交通安全の推進」については、課題として「交通事故の抑制」があり、対応方針としては、交通事故傷者数及び交通事故死者数の減少を目指し、関係機関、団体と連携した取組を実施し、官民一体となった効果的な交通事故防止活動を推進するものです。現状としては、交通事故傷者数が令和6年中実績値3,738人で目標値3,344以下を達成できておりませんが、交通事故死者数は令和6年中実績値51人で目標値の51人以下を達成しております。官民一体となった交通事故防止活動として、各季の交通安全運動の他、交通安全キャンペーン等の広報啓発活動により、交通事故のない社会を目指すものでございます。

施策への主な反映状況として、「ふくしま自転車安全利用教育推進事業」を記載してございます。自転車事故が最も多い高校生を中心として、自転車安全利用テストや自転車安全利用講習等を実施するとともに、教育現場における自転車安全利用教育基盤の充実を図るものです。教育庁等の各関係機関から構成されるワーキンググループを設置し、「ふくしま自転車安全利用教育プログラム」の策定に向けた検討を行い、教育現場における交通安全教育の確立に向けた取組と児童、生徒の命と未来を守るための交通安全教育を推進するものです。

次に、「6 医療に関する県民参加等の推進」について、課題として「(1) 日常生活における健康づくり推進による生活習慣病対策の強化」、「(2) 健全な食生活を実践するために必要な知識・選択する力の育成」、「(3) 健康増進に向けた禁煙対策・受動喫煙防止の強化」、「(4) 健康経営に対する企業の理解促進と取組の強化」、「(5) 高齢者が健康でいきいきと暮らすことのできる地域づくりの推進」がございいます。

対応方針の(1)では、「みんなでチャレンジ! 減塩・禁煙・脱肥満」のスローガンの下、啓発を推進するとともに、がん等の対策についても関係機関と連携し、取組を強化するものです。

(2)に対しては、市町村や食品関連団体等との連携を強化し、減塩商品の開発・販売支援等、自然に健康になれる食環境の整備を図るとともに、適正な食塩量及び食事量の教育による知識の習得と選択する力の育成及び食習慣の改善を図り、健全な食生活の実践を支援するものです。

(3)に対しては、受動喫煙に配慮する意識の醸成を図るとともに、禁煙サポートの強化や新たな喫煙者を増やさない啓発等を推進するものです。

(4)に対しては、企業における健康経営の重要性を発信するとともに、取組状況に応じて包括的に支援していくものです。

(5)に対しては、市町村が行う地域包括ケアの推進を支援するとともに、健康寿命の延伸には地域におけるフレイル予防の実践が重要であることから、幅広い世代への普及啓発や、運動の習慣化の推進に取り組むとしているものです。

施策への主な反映状況として、「ふくしま健活推進プロジェクト」は、メタボ及び肥満該当者の割合改善を重点的に図ることを目的としております。現状としては、特定健康診査受診者のうち、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合は、令和5年度実績値が32.2%であり全国平均の28.8%を上回るとともに、本県の目標値である27.4%以下を達成できていない状況です。事業の概要としては、ふくしま健民アプリの活用や市町村等との連携を図りながら、自然に健康になれる環境づくりと、運動と食事の両面から個人の行動変容を促す取組を実施するものであります。

2つ目が、「たばこの健康影響対策事業」です。当県の喫煙率は、令和4年度の実績値で21.4%であり、目標値の12%以下を達成できていない状況にあり、幅広い世代に対する禁煙の啓発活動や、喫煙をやめたい方への禁煙支援、禁煙に取り組む施設の認証等により、喫煙対策及び受動喫煙対策に取り組み、県民の健康寿命の延伸を図っていくものでございいます。

次に「7 食品の安全確保の推進」については、課題として「食の安全対策の強化」があり、対応方針として食の安全・安心に係る情報発信等により食品の安全確保の意識向上を図るとともに、福島県独自の食品衛生管理手法であるふくしまHACCPの導入や第三者認証GAP等の取得を推進するものでございいます。現状としては、ふくしまHACCPの導入状況は令和6年度実績が52.5%と目標値の54.6%に達しておらず、また、第三者認証GAP

を取得した経営体数は令和6年度実績が811であり、こちらも目標値の1,140に達していない状況にあります。

このような現状を踏まえ、施策への主な反映状況としては、ふくしまHACCPの導入を推進する「福島県産加工食品の安全・安心の確保事業」と第三者認証GAP等の導入推進とGAPの意義や取組内容を消費者等に発信する第三者認証GAP等取得促進事業に取り組むこととしております。

次に、「8 生活環境の保全」について、課題として「(1) 豊かな自然や美しい景観の保全に配慮した地域活性化や地域愛着形成の推進」、「(2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の機運醸成と実践拡大」、「(3) ごみの減量化やリサイクルの強化に対する県民意識の醸成」、「(4) 有害鳥獣の捕獲体制の強化と捕獲人材の育成・確保」を挙げております。

県の対応方針として、(1) に対しては、自然との共生に関する普及啓発、人材育成等に取り組むとともに、自然環境の保護と活用を適切に推進する。

(2) に対しては、金融機関等と連携した中小企業の脱炭素化の推進、ふくしま涼み処等による熱中症対策等の緩和策と適応策を両輪とし、オール福島で取組を推進する。

(3) に対しては、市町村と連携しながら、県環境アプリ等を通じた“3つのきり”及びリサイクル可能物の分別に関する意識啓発を行います。

(4) に対しては、地域の実情に応じた鳥獣被害対策の支援や新規狩猟者の育成を行い、市町村や関係機関と連携し、生活環境の保全に努めるとしております。

施策への主な反映状況として、新規の「未来へつなぐ猪苗代湖交流学习推進事業」は、県内の小学生を対象に、猪苗代湖の自然環境、文化等について学ぶ機会を創出いたします。また、県外ラムサール条約登録湿地の環境教育先進地に小学生を派遣し、環境保全の学びを深めるほか、パンフレットの作成など、情報発信等を行うものです。狙いとしては、猪苗代湖のラムサール条約登録を契機として、環境学習等により愛着形成を図るとともに、猪苗代湖の魅力を発信する。また、水と親しむ場の創出等により、ラムサール条約の3つの基本原則に基づく取組を推進するものでございます。

2つ目が「鳥獣被害対策強化事業」ですが、地域住民が主体となって行う鳥獣被害対策を支援するため、専門家の派遣や対策に係る経費の補助を行うほか、指定管理鳥獣の捕獲、クマによる被害の防止に向けた調査、情報発信、被害防除、市町村支援などの総合的な対策を行うものです。また、野生鳥獣対策を担う人材となる新規狩猟者を対象とした育成研修を実施するほか、人材確保に向けた検討会を設置するものです。地域との連携という観点では、先ほど述べた地域住民が主体となって行う対策への支援のほか、市町村が行う各種クマ対策への補助や、クマの注意喚起チラシ等を活用して地域の回覧板や広報誌等でも周知徹底いただくなどの取り組みを行うものです。このような取組によりツキノワグマやイノシシ等の被害を減少させるとともに野生動物との共生を図ることとしております。

次に、「9 消費者の安全確保の推進」については、課題として「(1) 多岐にわたる消費

者問題の理解促進に向けた消費者教育の場の提供」、「(2) 市町村における消費生活相談体制の整備」、「(3) 高齢者等の消費者被害防止に向けた地域の連携強化」がございませう。

県の対応方針としては、(1) に対しては、各学校と連携した出前講座の実施、消費者教育の企画への参画、及び地域で活動する多様な主体との連携を図る。(2) に対しては、消費生活相談員を配置する市町村の拡大や市町村の広域連携による相談体制の強化など市町村への支援を進めます。(3) に対しては、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置を支援することとしております。現状としまして、「消費生活センター設置市町村の県内人口カバー率」は、令和7年4月1日時点で78.9%であり、目標の80.5%に達していない状況にあります。

施策への主な反映状況として、「消費者行政体制強化事業」については、年々複雑・多様化する消費者被害を防止するため、学校や関係機関と連携して消費者教育を推進するとともに、県及び各市町村における消費生活相談体制の強化を図るものでございませう。ねらいとしては、「①県内どこでも質の高い相談が受けられること」、「②消費者が自ら考え行動できるよう自立すること」、「③高齢者等が消費者被害に遭わないように見守ること」としております。

以上、9分野別の課題と対応方針及び代表的な施策への反映状況をご説明させていただきました。

次に【資料2】をご覧ください。今週の2月4日に知事から記者発表させていただいた「令和8年度当初予算(案)の重点事業一覧」のうち、安全で安心な県づくりに関する基本計画に関連する事業を抜粋したものを資料としてつけさせていただきます。【資料1】でご説明した事業のほか、重点事業として後ほどご覧いただければと存じますが、各部局で取り組もうとしている事業が掲載されております。また、こちらの資料は、特に重要な行政課題を8つの重点プロジェクトとして展開していくものであり、「復興・再生」と「地方創生」の観点で分けられておりまして、安全で安心な県づくり基本計画の分類とは異なるため、資料の右端に安全安心分野における位置付けを参考までに記載させていただきます。

次に、【資料3】をご覧ください。資料3は、計画に設定されている各指標の進行管理表となります。令和6年度の実績値、目標値、達成状況及び令和7年度の現状値、目標値を一覧で掲載しております。なお、令和7年度実績値については、確定値でないものもございませうのでご留意いただきたい。

また、指標一覧表の次には、指標ごとの個票も添付しております。昨年8月に開催した第1回会議以降、追加又は修正したものは、色を付けてお示ししております。指標の分析については、今後各部局において自己点検を行い、来年度の第1回推進会議で令和7年度事業の実績についてご説明させていただくことになるため、本日は、数値の時点修正のみということでご理解いただければと存じます。

次に、【資料4】をご覧ください。資料4は、計画指標の見直しをお諮りするものと実績値の修正を報告するものでございませう。はじめに、計画の指標の見直しについては、前回の

会議において委員から指標の見直しに関する御指摘をいただいたことも含め、5つの計画指標の見直しをお諮りするものであり、いずれも目標値の上方修正となっております。

1つ目が意識調査の「日頃、放射線の影響が気になると回答した県民の割合」の令和8年度以降の目標値でございます。令和12年度の目標値は29%以下としておりますが、令和7年度の実績値が16.8%であり、目標値である29%を約12ポイント下回っております。当該指標に対しては、前回会議で田崎委員から「目標値を達成していてもさらに低くする努力が必要では。」とのご意見をいただいております。これらを踏まえ、今後も正確で分かりやすい情報発信により、放射線に対する県民の不安を減少させる必要があることから、各年度、前年度値以下とすることで、目標値の上方修正を行うものでございます。

2つ目が、「市町村における原子力防災訓練実施回数」の令和8年度以降の目標値でございます。訓練を通じて原子力防災体制の充実・強化を図るため、関係13市町村において、内閣府の原子力防災訓練ガイダンスに基づき2年に1回程度実施することとし、6回を各年度の目標値としておりますが、東日本大震災における教訓を後世に引き継いでいくためにも、原子力災害対策重点区域である13市町村においては県の訓練と合同で行うなど、毎年、年に1回は訓練を実施する市町村を増やしていくことで、目標値の上方修正を行うものでございます。

3つ目が、「原子力発電所周辺の空間線量率」の令和7年度以降の目標値でございます。新たな放射性物質の放出による空間線量率上昇の有無を監視するため、原子力発電所周辺地域の空間線量率を調査するもの。新たな放射性物質の放出がない場合、自然減衰などによる低減が見込まれるため、それぞれ現況値以下の値を目標としておりましたが、令和4年度～令和6年度の実績値が目標値を継続して下回っているため、目標値の上方修正を行うものであり、放射性物質の自然減衰等により、空間線量率の減少が見込まれることから、前年度値以下を目指すこととしたものでございます。

4つ目が、「80歳で自分の歯を20歯以上有する者の割合」の令和7年度以降の目標値でございます。実績値が目標値を上回り、経年的な実績値から長期的に上昇傾向での推移が見込まれること、また、福島県歯科保健基本計画及び国の目標値と整合性をとる必要があるため、目標値の上方修正を行うものでございます。

5つ目が、「12歳でむし歯のない者の割合」の令和7年度以降の目標値でございます。実績値が目標値を上回り、経年的な実績値から長期的に上昇傾向での推移が見込まれること、また、福島県歯科保健基本計画及び国の目標値と整合性をとる必要があるため、目標値の上方修正を行うものでございます。

次に、実績値の修正として報告するものが2つございます。

1つ目は、高齢者虐待相談・通報件数の「養護者による高齢者虐待の相談・通報件数」の令和6年度実績値でございます。当該実績値は国が実施している調査にて確認しておりますが、前回会議での報告時点では、555件の整理でありましたが、その後、国より疑義照会があり、1件が相談・通報件数としてカウントしない整理となったため1件減の554件と

するものでございます。

2つ目が、「産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量」の令和元年度から令和6年度の実績値でございます。基本計画における指標は「各年度中に新規発見された不法投棄事案の件数及び量」を対象としておりましたが、従来の実績値には「各年度末時点で未解消となっている事案の累計」を報告記載していたものです。基本計画では、本来、不法投棄の未然防止等を図り生活環境を保全することが目的でありますことから、今回、実績値には、本来の各年度中に新たに発見された事案を記載することとしたため修正するものでございます。

以上、令和8年度施策の主な取組を中心にご説明した。ご意見、ご助言をいただければ幸いです。奥原会長よろしくお願いいたします。

【奥原会長】

それでは各委員からご意見をいただきたいと思えます。

【葛西委員】

虐待から子どもを守る総合対策推進事業について、市町村における相談体制強化への支援等の記載があるが県側のサポート体制について具体的にどのような内容かを教えて欲しい。

【保健福祉総務課】

保健福祉総務課です。まずは児童相談所の対応体制の整備が最も重要と考えてございます。そして我々職員もそういった事態に迅速かつ的確に対応できるように、研修を通じてスキルを上げることで日頃から準備をすることが重要と考えています。

民生児童委員につきましては、市町村ごとに設置してされております。市町村において福祉部門や教育部門において連携しながら、連絡体制を構築しております。県といたしましては、深刻な事象が起きた場合の、児童相談所とのつなぎをきちっと整えていくことが重要と捉えておりますので、この予算事業としては特段大きく変えるというふうなものではございませんけれども、必要な対応をとれる体制をとっているところでございます。以上です。

【田崎委員】

私は消費者の立場で参加しておりますので、やはり毎日の食生活であるとか、それから環境の面、ごみの問題に重点的に、やっていく必要があると思えます。来年度の県の施策にはそのあたりがきちんと反映されているようなので、よかったなと思っています。

日常生活で買物するときには、お店で様々な表示があるのを見る。県で取り組んでいるふくしま HACCP（ハサップ）や第三者認証 GAP（ギャップ）の取組もとても大事だと感じるので、計画に沿って進めていただきたい。また、現在、高齢者に限らず、詐欺被害の金額が多額になっていると聞いています。どのように減らせるかは個人的にも悩ましいが、県全体で進めていく必要があると思えます。また、各種施策が届きにくい方へどう届けるかも重要だと思えます。以上です。

【奥原会長】

藁谷委員からは事前質問をご提出いただいている。これに沿った質問及びその他気になる点があればお願いします。

【藁谷委員】

事前質問への回答については、資料5で回答をいただき、十分に理解できました。ありがとうございます。資料1を中心に来年度の県の取組をご説明いただきました。私自身、プレイングマネージャーのような役割なので皆さんと一緒に安全安心な県づくりに取り組んでいきたいと思います。

【志賀委員】

交通安全の視点から、自転車の交通違反に対する反則金が令和8年4月1日から始まります。これによって学生の自転車交通事故などが少しでも減少できればと思っています。関係機関の方たちと一緒に皆さんに周知活動を進めていきたいと思っています。

【菅波委員】

資料1及び3に関連して幾つか意見があります。資料1の「県民を詐欺等から守る総合対策事業」の記載に関連して、私のスクールロイヤーとしての業務の関わりの中で、中高生を含めた若者においてSNSを介した性的加害・被害が多く発生しているなど感じてます。闇バイトに加えてそうした性的加害・被害を生まないという防犯意識を高めていく必要があると感じております。

もう1点、法テラスのほうで新しく犯罪被害者の支援制度（犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度））が、令和8年1月13日からスタートしております。弁護士費用について、一定の資力要件を満たす方に関しては法テラスで代理人を選任の上、加害者との交渉などができる仕組みになっております。この制度の周知に御協力いただければと思います。

【警察本部警務部警務課】

SNS被害対策について、県警では県民を詐欺等から守る総合対策事業を実施する予定です。年対比で見ても大幅に被害額、件数が増加し非常に残念なことであります。県警としましてこれまで発生した詐欺の実情に合った対策を金融機関、関係機関との連携やSNSを活用して取り組んできました。また、若者が受け子等として犯罪に関わってしまった例もあります。これを防ぐために学校と連携して数々の対策を練っているところであります。皆さん御承知のとおり詐欺の手口は、日々進化しており、それらに都度、対応して対策をとっているというのが実情であります。

国際電話を使っているにも関わらず、ナンバーディスプレイには警察署の番号が表示され、それによって騙されてしまうというような深刻な被害も全国的に発生しています。警察庁と連携して現在、対策を進めているところでございます。

様々な新たな手口に対し対策を講じて被害を少なくするような取組をしていくとともに、お話のあった高齢者だけでなく若者が被害者及び加害者にならないように啓発と抑止対

策を進めていきたいと考えております。

【奥原会長】

私の方から質問させていただきます。詐欺被害の防止、消費者の安全確保等の様々な面において地域の連携強化を図っていくような取組について説明いただいた。各事業単位のみならず横の関係を含めて考えていただいたものがあれば教えていただきたい。元々、この推進会議では、各主体が自身の役割を認識して連携推進していこうという考え方があります。それぞれの事情はあるかと思いますが、自助、共助、公助の連携について検討していることがあれば教えていただきたい。

【生活環境部消費生活課】

生活環境部消費生活課です。部局間の連携としては、我々、消費生活課において消費者安全確保地域協議会において地域ぐるみで見守りをしようという取組があります。これまで、見守りといいますが、どうしても保健福祉部門において、日々の健康、それから命に関わる部分での高齢者等の見守り等を社協さん中心に、包括支援なども含めて、日々行われているところございます。先ほど県警からもありましたように今のなりすまし詐欺をはじめとした多様な詐欺被害が横行しており、そういった詐欺被害に遭っていることに気がつかない高齢者の方も多くございます。このような状況を踏まえ、消費者安全確保地域協議会においては、保健福祉部門に上乘せという形で、日々の見守りの中にプラスして消費者被害に遭っていないかを見守りの一部として注意喚起する取組を行っています。市町村における協議会の設置支援ということで、我々、消費生活課が各市町村に出向いて、保健福祉部門のみならず県警にも参画していただきながらこの協議会の設置を進めているところです。また、例えばヤマト運輸さんやコープさんといった民間事業者の方も巻き込みながら、官民連携で取組を進めています。今ようやく、8町村でこの協議会ができました。浜通りの富岡町においてもこの協議会が12月に発足しました。この取組を県内全域に広めていくことで、県民の方の暮らしの安全安心につなげていきたい、そのように考えておりますよろしくお願ひします。

【奥原会長】

非常にすばらしい取組をされていらっしゃるなと思いました。今回の会議資料には該当する箇所はありますか。

【生活環境部消費生活課】

資料1の対応方針の中の、「市町村における消費者安全確保地域協議会の設置を支援します」というところが該当します。

【奥原会長】

連携や情報共有していくということは、特別に予算をかけて行うというものではなく、ソフト面の対応ではあると思いますが、実際は非常に大事なことだと思います。縦の事業の御説明というものも大事だと思いますが、様々な主体の総合的な連携によって取組を推進していくことが必要であり、なかなか難しいとは思いますがそのような関係性を資料として

少しでも整理頂いて、立体形に取り組んでいるということが分かるといいのではと思います。

2つ目が資料3の各指標の数値を見ると福島県における過去の数値からの推移を示しながらどのように改善しているか、より改善するべき点はどこかという内容が中心だと思います。そのような福島県における比較のみならず全国的な数値との比較を通して、全国の視野で見たときに福島県がどの辺りに位置しているかというような検討をされた例ございませんでしょうか。

【危機管理課】

危機管理課長の佐藤です。全国的な視点で福島県の位置づけが資料として整理できていないところでございます。今後の資料の取りまとめにおいて、各指標が全国的な比較ができるかどうかを含めつつ、検討していければと思います。

【奥原会長】

なりすまし詐欺の被害額を例に挙げると、この被害額は「県民1人あたりでいくらなのか」、「高齢者という視点では75歳以上の後期高齢者の人数1人あたりではいくらなのか」そういった数値を算出して福島県と全国とを比較したときにそれが多いだとか少ないだとかが見えてくるのかと思います。

基本計画を着実に推進していくには先ほどもあったとおり、様々な主体・部門を巻き込んでいく、広い言葉でいうと世論を巻き込むということが必要だと思います。その際に、福島県の数値と全国の数値を比較して極めて高い数値があればそのことを重点的に訴えていくことができます。

県民に安心感を持ってもらうには例えば高齢者を地域全体で見守るときにも福祉部門において健康管理を行う際に、様々な分野の気を付けるべきことを伝えるコミュニケーションをするというようなことが大事だと思います。

県の安全安心についての各部分について、この部分は全国的に見ても遅れているとか、この部分については比較的進んでいる、というメリハリのある説明の仕方もあるのではないかと思います。

藁谷委員から事前質問として、マイ避難の啓発実績や自主防災組織リーダーに関するご質問をいただいております。災害対策課より補足説明があればお願いします。

【災害対策課】

災害対策課の佐久間です。藁谷委員からは、マイ避難の普及と地区防災計画作成のための自主防災組織リーダー等を対象とした研修についてご質問いただいております。県は、広域自治体として基礎自治体への伴走型支援を基本に取り組んでいます。マイ避難推進員が各自治体に赴いて行うマイ避難の普及活動、地域防災サポーターを活用した防災に関する啓発を行ってきたところでございます。来年度以降もこの事業を続けていくとともに、防災士になられた方を地域防災サポーターとして、任命し地域で活躍頂いております。来年度以降を改めて新しい事業にその地域防災サポーターの活用を考えて、より一層地域防災力の向

上に努めてまいりたいと思っております。また、地区防災計画の策定については、なかなか自治体で作成頂いているところの件数が芳しくはない状況でございます。一方で、市町村の町内会や自主防災組織、各事業所にも赴きまして、地区の防災活動・防災対策をどういうふうにしていったらいいのかということで私どもの職員がそれぞれの箇所に赴きまして、訓練・研修を行っております。訓練・研修の延長線において地区防災計画の内容ができていきますので、それを地区防災計画としてまとめていけるよう今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

【奥原会長】

また、穴戸委員は体調不良につき、中座となりました。穴戸委員には後日、議事録を共有してください。

本日は、令和8年度 of 取組を中心に御説明頂き、各委員からご意見をいただきました。それぞれには共通した部分があったのではないかと思います。全体としては、各委員からよくやっているこのまま進めて欲しいという評価をいただいていると思いますが、3点ほど申し上げます。

1点目は、事業のターゲットを明確化することです。高齢者がターゲットなのか、女性なのか、学生なのかそれを、明確化することが必要だと思います。なぜならターゲットによって事業のアプローチが違うためです。例えば、同じ健康食品を売るときにも、高齢者の方、どのような属性の方をターゲットにするかマーケティングの方法は異なります。そういった観点を安全安心の事業を進める上で、ポイントとして付け加えて欲しいと思います。

2点目は、部局間の連携促進についてです。先ほど消費生活課の方から地域ぐるみの取組をご紹介いただきました。このような部局を跨いだ連携をそれぞれの担当者が書き出していくことによって市内のネットワークが可視化されると思います。防災行動計画促進事業の防災タイムラインはまさにこれだと思います。県と市町村と地域がどのような役割分担でいつ誰がどういうふう動いていくのかを計画する事業だと思いますが、そういうのを一覧化することで、縦と横の情報共有が見えてきます。このような関係性が見えてくれば横の連携のために、どんなネットワーク連絡会が必要なのかということが見えてくるんだと思います。縦の関係として各部局で事業に取り組みつつ、他部局と連携した横の関係構築について各部局において考えていただいて、可能であればそれを各部長まで上げていただくことで、全庁的な動きになってくるのかなというように思います。

3点目は、情報発信の仕方についてです。所謂、パブリックリレーションが重要だと思います。地域単位、団体単位でバラバラに行うのではなく、各自が同じストーリーを共有して実施することが大切です。例えば自治体の立場からいうと、各主体が縦割りで連携に関する話がくると「なぜバラバラに要望してくるんだ、まとめて要望してくれないか」となると思います。自治体、団体がコミュニケーションしていくときに、横目で見ながら、一つのテーブルにつくことが必要になると思います。総合計画の切り口のように複数の事業をプロジェクト単位でみるような切り口は参考になると思います。そしてプロジェクト単位で情報

共有していくこと。安全安心の推進においてももっと点と点で結びつけて大きく面にする、さらに、その面と面で情報共有していくことが大切だと思います。そうすると相乗効果が出てくるし、場合によっては新しい気づきがお互いに出てくる可能性があります。その気づきを次年度の事業検討に参考にさせていただくとバージョンアップにつながると思います。

事業全体を大幅に変えるというよりは、オペレーション上、運用上でできる工夫があると思います。ソフト的な話なので改めて予算を確保して取り組むというわけではないと思いますので、日々の事業活動の際に、そういう視点で少し大きな立体形としてこれを進めることで、より安全で安心な福島県になっていくと思います。

以上で議事の1を終了いたします。各委員から何がございますか。

【葛西委員】

奥原会長からお話ございました連携の部分についてです。具体的に防災の関連で私自身が地域防災サポーターとして町の個別避難計画の策定を進めておりますが、町において保健福祉部門と防災部門のどちらが担当するかという話になってしまっているのが市町村では課題になってるなと感じています。資料3の指標の個別避難計画策定市町村が59市町村で、すでに全市町村を達成しているため、個別避難計画については、もしかしたら動きがないのかもしれないんですが、個別避難計画はまさに「連携」がポイントになります。県の方々から町の両部門が連携しながらやるものなんだっていうメッセージを強く伝えていただくことで、特に浜通りの個別避難計画まで取り組む余力がないというのが防災の現状だと感じますが、各市町村が動くのではないかと思います。

【災害対策課】

災害対策課長の佐久間です。まさに御指摘頂いているところを浜通りに限らず、県内のそれぞれの市町村で起こっている現象でございます。私ども広域自治体としての役割を果たすため、ハブになりましてそれぞれの地区の課題、特性を踏まえつつ、地区防災計画、個別避難計画策定を推進していきます。防災に関しては、県の中でも保健福祉部、土木部等様々な部が取り組んでおり、当課も他部局と連携しながら取り組んでいます。我々から積極的に声掛けをさせていただいて、連携がうまくいくようハブのような役割を担って目的を達成するという気持ちで取り組んでまいりましたし、今後もしっかりと取り組んでまいります。

【奥原会長】

佐久間課長からも決意表明もありましたが、今後、様々な場面でコミュニケーションをとるときに縦の関係も重要ですが、ラクビーの横にパスする時のように横を見ながら進めていただくといいかと思います。

以上で議事を終了いたします。

【司会】

議事の進行ありがとうございました。ここで事務局から来年度の会議スケジュールについてご説明いたします。

【危機管理課】

危機管理課長の佐藤です。次回の会議のスケジュールについてご説明いたします。参考資料1の裏面をご覧ください。来年度につきましても今年度と同様、年2回の会議を予定しております。次回会議は、8月頃を予定しており、令和7年度の実績について評価していただく予定でございます。なお、次回会議の前には、委員の皆様の任期が6月30日までとなっており、一斉改選が予定されておりますので、詳細は、後日、事務局より連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上、次回の会議について説明させていただきました。

【司会】

ここで危機管理部長より御礼を申し上げます。

【危機管理部長】

本日はそれぞれの立場から貴重な御意見を賜り本当にありがとうございます。本日は児童虐待の問題、食品の安全、詐欺被害、そして交通安全といった非常に多岐にわたる御指摘を頂きました。また会長からは、「やはり連携をとっていかなければ取組はなかなか前に進まない」というような御指摘も頂いたところであります。県庁においても県民の安全・安心を確保するような取組は、特に連携という形が大事だというふうに思っております。

実際には先ほど資料の中には明確には出ておりませんが、例えば消費者被害であれば、保健福祉部、生活環境部消費生活課、県警が連携して、消費者教育をやっておりますし、ここに加えて、学校の子供たちへのアプローチもございますので、実際には教育庁との連携もしているところです。また、交通安全の啓発は生活環境部で所管しておりますが、やはり県警と一緒にしっかりと取り組んでいます。また、災害時の対応、特に要支援者に対する避難の在り方などについては、私どもは危機管理部と保健福祉部の連携がとても重要なところでありますので、事業を行う上で、そういった連携を密にしながら進めていくのが前提として取り組んでまいりたいと思います。会長から「この姿が見えてないんじゃないか」との御指摘がありましたので、そこはまた次回に向けて工夫を重ねてまいりたいと思います。また加えて、実際に連携をするためには、それぞれが持っている情報をしっかりと共有するということが非常に大事だと思います。その点についても、会長から御指摘を頂きましたので、来年度の取組においても、その点を留意しながら、しっかりと取組を前に進めながら、今後とも、オール福島で県民の安全安心の確保に向けて取組を進めてまいりたいというふうに考えております。委員の皆様には今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げます。本日の会議の御礼とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(4) 閉会

【司会】

以上をもちまして、安全で安心な県づくり推進会議を閉会いたします。

本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。